

山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

(運用編)

令和2年4月

山形県農林水産部

目次

1	技術資料（VE提案書）提出に関する留意事項	3
1-1	技術資料（VE提案書）の提出	3
1-2	技術資料（VE提案書）の評価	3
2	評価項目に関する運用及び留意事項	7
2-1	企業の能力	7
2-2	技術者の能力	13
2-3	地域貢献度	26
2-3-1	地域貢献度（農業農村整備事業）	26
2-3-2	地域貢献度（森林土木事業）	37
3	様式	47
3-1	標準型	47
3-2	簡易Ⅰ型	47
3-3	簡易Ⅱ型	47
3-4	様式集	48
4	総合評価落札方式の手続き	73
4-1	標準型	73
4-2	簡易Ⅰ型	76
4-3	簡易Ⅱ型	79
5	チェックシート	81

1 技術資料（VE提案書）提出に関する留意事項

1-1 技術資料（VE提案書）の提出

入札公告等で示された様式を作成し、必要な証明資料を添付の上、技術資料（VE提案書）として、入札参加資格の確認資料と合わせて提出する。

なお、様式は、施工実績等の記載する事項が無い場合であっても、「該当無し」と記載し全て提出する。

1-2 技術資料（VE提案書）の評価

技術資料（VE提案書）の評価は入札参加者の申請内容により評価する申請主義を基本とし、申請内容を超える評価はしない。ただし、様式及び添付資料はあるが不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、申請された資料等の事実確認のため、発注者が入札参加者へ問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

（1）技術資料（VE提案書）の提出が無い者の取扱い

技術資料（VE提案書）を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者は、当該入札の参加資格を失う。

（2）技術資料（VE提案書）の内容に関する取扱い

- ① 標準型においては、VE提案の内容が適正と認められない場合は、標準案に基づいて施工することができる。
- ② 簡易I型においては、施工計画及び品質管理に関する技術的所見の内容が不適切と判断された場合（入札公告で示された要求要件を満足していない等）は、当該入札の参加資格を失う。

（3）実績等の評価に関する取扱い

- ① 企業の能力、技術者の能力の工事成績評定に関する評価において、照合する県資料と相違がある場合は、県資料の内容を再精査する。
- ② 入札参加者が記載した自己評価点は発注者が評価をする上での基準となるが、発注者は申請内容や添付資料であらためて評価を行うため、自己評価点と発注者の評価点は異なる場合がある。
- ③ 故意に入札参加者が有する実績を超える内容や架空の内容で記載をする場合などの「虚偽」の申請をした者は入札参加資格を失う。
- ④ 判断ミスや入力ミスで、入札公告で示された同種・類似工事等の条件と異なる内容で申請するなどの不作為による「錯誤」の記載の場合には、次表に示す判断基準で評価を行う。

表1 錯誤の記載の評価判断基準（1）

評価項目		申請内容で評価	県資料で評価 (修正評価)	最低点（0点）で評価
企業の能力・技術者の能力	施工実績・施工経験	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> 評価対象とする期間外の施工実績、経験の場合 評価対象とする発注機関以外の施工実績、経験の場合 同種、類似工事の申請が要求条件と異なる場合 建設共同企業体で出資比率が条件に満たない場合 記載内容を証明する添付資料が無い場合 (添付資料があっても記載内容を証明していない場合【※】も含む。)
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容は県資料と相違があるが、実績の平均評定点と同点の場合 申請内容は県資料と相違があり、実績より低い平均評定点となっている場合等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容は県資料と相違があり、実績より高い平均評定点となっている場合等 	
企業の能力	工事顕彰歴	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> 評価対象とする期間外の顕彰歴の場合 建設共同企業体で出資比率が条件に満たない場合
技術者の能力	継続教育(CPD)	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> 評価対象とする期間外の単位取得の場合 評価対象とする団体以外の単位取得の場合 記載内容を証明する添付資料が無い場合 (添付資料があっても記載内容を証明していない場合【※】も含む)
	実施証明書	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> 有効期間外の実施証明書の場合 山形県農林水産部（山形県農林水産部所管出先機関及び各総合支庁産業経済部を含む。）が発行した以外の実施証明書の場合
地域貢献度	地域貢献活動の実績の有無等	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> 評価対象とする期間外の実績の場合 評価対象とする活動以外の実績の場合 記載内容を証明する添付資料が無い場合 (添付資料があっても記載内容を証明していない場合【※】も含む。)等
		(注)災害協定等に基づく地域貢献活動の実績有りととの申請があったものの、添付資料から活動実績有りと判断できない場合において、県農地防災協定や県林務防災協定の締結があるとき、又は、県農地防災協定や県林務防災協定以外の県との災害協定等や市町村との災害協定等の締結があることが分かる資料が添付されていたときには、県農地防災協定や県林務防災協定、災害協定等の締結については評価する。		

【※】ただし、添付資料があっても記載内容を証明していない場合において、自己評価点の錯誤の場合（自己評価点異なる場合）は、「錯誤の記載の評価判断基準（2）」による。

表2 錯誤の記載の評価判断基準（2）

同じ評価項目であるが記載箇所ごとに自己評価点が異なる場合		
全項目共通	記載されている自己評価点の内、最も低い自己評価点で評価	記載内容を証明する添付資料から判断される発注者の評価点で評価
	・各箇所に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点以下のとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	・各箇所に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点よりも大きいとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

※ 各様式に評価点の記載が無い場合は、最も低い自己評価点を「0点」と判断する。

※ 記載内容を証明する添付資料がない場合は、添付資料から判断される発注者の評価点を「0点」と判断する。

表3 錯誤の記載の評価判断基準（3）

様式等の錯誤・旧様式等による資料提出の場合		
全項目共通	技術資料及び添付資料により評価	最低点（0点）で評価
	様式に若干の違いはあるものの、必要事項が全て記載されており、かつ添付資料にも遺漏が無い場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	様式に違いがあり、必要な事項を読み取ることができない場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

表4 錯誤の記載の判断基準（4）

発注者が指定した総合評価の分類と提出された資料の総合評価の分類が異なる場合		
項目別	全ての評価項目を最低点（0点）で評価する	技術者の能力に関する評価項目の全てを最低点（0点）で評価する
	「標準型」、「簡易Ⅰ型」、「簡易Ⅱ型」の分類が異なる場合	簡易Ⅱ型における「通常型」、「若手・女性技術者評価型」の分類が異なる場合

表5 資料が不足している場合の判断基準（1）

全項目共通	提出すべき様式の提出が無かったことにより入札参加資格を失う場合を除き、必要な様式の提出が無かった場合には、その不足する様式に関する評価項目は、全て最低点（0点）で評価する。
-------	--

表6 資料が不足している場合の判断基準（2）

全項目共通	提出すべき様式の提出が無い場合、記載内容を証明する添付資料がない場合（添付資料があっても記載内容を証明していない場合も含む）は、当該様式や添付資料を発注者が保有していたとしても、入札参加者からの提出資料のみで判断する。
-------	---

(4) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術資料（VE提案書）の評価にあたり、必要に応じて配置する予定の技術者に対して、ヒアリングを行うことができる。この場合、次の事項を対象とする。

- ・ 配置予定技術者の経歴、資格
- ・ 同種、類似工事の経験として挙げた工事の概要、留意した点、工夫した点
- ・ 当該工事の履行上の課題、特に配慮すべき事項、技術的所見 等

(5) 配置技術者の取り扱い

配置技術者の変更は原則として認めない。ただし契約後に配置技術者が長期病休，退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りではない。

(契約前)

入札時に申請した配置予定技術者を配置出来ない場合は、契約できない。

(契約後)

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行う。

2 評価項目に関する運用及び留意事項

2-1 企業の能力

(1) 施工実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	1	1	2
	類似工事の実績あり	0.5	0.5	1
	実績なし	0	0	0

評価の視点：

企業が有する過去15年間における同種・類似工事に関する元請として施工した実績を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去15年間」とは、直前15か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。
- (2) 国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。
- (3) 「公益民間企業」とは、CORINS登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI事業者等をいい、その他は含まない。
- (4) 同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。
- (5) 特定建設共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (6) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。
- (7) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

<例>標準型の場合（3者JVの場合）

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	0	0	1	1
A	0.5	0	0	0.5
B	0	0.5	0	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、施工実績の評価点は「0点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合2の「1. 施工実績」に記載する。なお、施工実績が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 施工実績は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を1件記載すること。
- (3) 建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項(7)の評価対象者について記載すること。
- (4) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
- (2) 様式総合2の「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、下記の資料を組み合わせ提出すること。
 - ・CORINSの写し
 - ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・金抜き設計書(最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し(同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可)
 - ・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS登録の分類については、下記ホームページにおいて確認することができる。

○コリンズ・テクリスホームページ (<https://cthp.jacic.or.jp/>)

⇒サイトマップ

⇒コリンズ「選択項目詳細」 ⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINSの写し」単体で施工実績が確認できる場合は、他の資料を添付する必要はないものとする。ただし、「CORINSの写し」のみでは、施工実績を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

(2) 工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去5年度における 工事成績評定点の 平均点※1	84点以上	1	1	2
	81点以上、84点未満	0.75	0.75	1.5
	78点以上、81点未満	0.5	0.5	1
	75点以上、78点未満	0.25	0.25	0.5
	75点未満又は評定通知無し	0	0	0

評価の視点：

企業が有する過去5年度の工事成績評定点を評価する。

評価に関する運用事項：

(1) 「過去5年度」とは、直前5か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事に係る工事成績評定点を評価対象とする。

なお、年度当初（4～5月）の期間については、直前年度の工事成績評定点の集計が完了していないことから、直前1か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告・入札説明書等において示すものとする。

(2) (1) に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。

なお、(1) に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。

(3) 特定建設共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率12%以上の構成員に限り評価対象とする。

(4) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の工事成績評定についても評価対象とする。

(5) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

<例> 標準型の場合

構成員	施工実績 の評価点	工事成績評定 の評価点	工事顕彰歴 の評価点	評価点 の合計
代表者	0	0	1	1
A	0.5	0	0	0.5
B	0	0.5	0	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「0点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合2の「2. 工事成績評定」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去5年度の全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。
- (3) 建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（5）の評価対象者について記載すること。
- (4) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

(3) 工事顕彰歴

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における 山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1	1	1
	顕彰歴なし	0	0	0

評価の視点：

過去2年度の山形県優良建設工事等顕彰歴（建設工事）の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での元請としての山形県優良建設工事等顕彰歴（建設工事）の有無を評価対象とする。
建設関連業務での顕彰歴は、建設会社が受賞した顕彰であっても評価対象としない。
- (2) 顕彰回数は考慮しない。
- (3) 特定建設共同企業体としての顕彰歴は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。
経常建設共同企業体の場合は、出資比率12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (4) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の顕彰歴についても評価対象とする。
- (5) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合

構成員	施工実績 の評価点	工事成績評定 の評価点	工事顕彰歴 の評価点	評価点 の合計
代表者	0	0	1	1
A	0.5	0	0	0.5
B	0	0.5	0	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、工事顕彰歴の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合2の「3. 工事顕彰歴」に記載する。なお、顕彰歴が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去2年度の顕彰歴が複数ある場合でも1件のみ記載すること。
- (3) 建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（5）の評価対象者について記載すること。
- (4) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

(4) ICT、情報化施工の活用

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
ICT、情報化施工の活用	ICTの全面的な活用	1	1	1
	情報化施工技術の活用	0.5	0.5	0.5
	該当無し	0	0	0
<p>評価の視点：</p> <p>ICTの全面的な活用又は情報化施工技術の活用を選択する場合に評価する。ただし、項目は複数設定しない。</p>				
<p>評価に関する運用事項：</p> <p>(1) ICTの全面的な活用 ICT活用工事における施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する場合に評価する。</p> <p>(2) 情報化施工技術の活用 「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局）」に準じ以下のICT建設機械施工技術を活用する場合に評価する。</p> <p>【対象技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MC/MGブルドーザ技術 ・MGバックホウ技術 <p>なお、「技術提案」等との重複加点はしない。</p>				
<p>技術資料作成時の留意事項：</p> <p>(1) 様式総合2の「4. ICT、情報化施工の活用」に記載する。</p>				
<p>記載内容を証明する添付資料</p> <p>(1) ICTの全面的な活用を実施する場合は、「ICT活用工事計画書（別記様式－1）」</p>				

2-2 技術者の能力

(1) 施工経験

評価項目	評価基準	評価点			
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
				通常型	若手・女性 技術者評価型
過去15年間の 主任（監理）技術者の 施工経験	同種工事の経験あり	1	1	2	—
	類似工事の経験あり	0.5	0.5	1	—
	経験なし	0	0	0	—
<p>評価の視点： 配置予定の主任（監理）技術者が有する過去15年間における同種・類似工事に関する施工経験を評価する。 なお、『簡易Ⅱ型』の「若手・女性技術者評価型」による工事発注の場合においては評価項目としない。</p>					
<p>評価対象技術者について： (1) 工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告や入札説明書等において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象とする。</p>					
<p>評価に関する運用事項： (1) 「過去15年間」とは、直前15か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。 (2) 国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。 (3) 「公益民間企業」とは、CORINS登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI事業者等をいい、その他は含まない。 (4) 配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。 (5) 施工経験は、該当工事の全体工期の1/2以上の期間、元請けの「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したものに限る。ただし、工事中止期間は、全体工期に含めないものとする。 (6) 同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。 (7) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象とする。</p>					

＜例＞標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験 の評価点	工事成績 評定 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者 の評価点	実施 証明書 の評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	—	0	3
②	0.5	1	0	—	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、施工経験の評価点は「0.5点」となる。

- (8) 特定建設共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (9) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績 評定 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の 評価点	実施 証明書 の評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	0.5	1	—	1	2.5
A	②	1	1	1	—	0	3
	③	0.5	0.5	0	—	1	2
B	④	1	0	0	—	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、施工経験の評価点は「0点」となる。

- (10) 契約後に、配置技術者を変更できるのは、共通特記仕様書に示すとおり、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合3の「1. 施工経験」に記載する。なお、施工経験が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』による工事発注の場合は、様式総合3の「1. 施工経験」の様式中に「評価対象外」と記載すること。
(※若手・女性技術者の詳細は、「若手・女性技術者」の欄を参照すること。)
- (3) 施工経験は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を1件記載すること。なお、施工経験は現在の勤務先での経験に限定しない。
- (4) 運用事項(7)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (5) 建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項(9)の前段の場合は、評価対象

者のみについて記載すること。運用事項（９）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（６）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- （１）様式総合３の「法令による資格・免許」を証明する資料の写し
- （２）建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
- （３）様式総合３の「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を組み合わせ提出すること。
 - ・CORINSの写し
 - ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
 - ・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し
 - ・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS登録の分類については、下記ホームページにおいて確認することができる。

○コリンズ・テクリスホームページ (<https://cthp.jacic.or.jp/>)

⇒サイトマップ

⇒コリンズ「選択項目詳細」 ⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINSの写し」単体で施工実績が確認できる場合は、他の資料を添付する必要はないものとする。ただし、「CORINSの写し」のみでは、施工実績を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

(2) 工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点			
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
				通常型	若手・女性技術者評価型
過去5年度における 工事成績評定点の 平均点※1	84点以上	1	1	2	2
	81点以上、84点未満	0.75	0.75	1.5	1.5
	78点以上、81点未満	0.5	0.5	1	1
	75点以上、78点未満	0.25	0.25	0.5	0.5
	75点未満又は評定通知無し	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去5年度の工事成績評定点を評価する。

評価対象技術者について：

(1) 工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告や入札説明書等において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象とする。

評価に関する運用事項：

(1) 「過去5年度」とは、直前5か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事した工事成績評定点を評価対象とする。

なお、年度当初（4～5月）の期間については、直前年度の工事成績評定点の集計が完了していないことから、直前1か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告・入札説明書等において示すものとする。

(2) (1) に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。

なお、(1) に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。

(3) 同一工事の途中で技術者を変更した工事については、最終の技術者を評価対象とする。

(4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象とする。

<例> 標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	1	1	1	—	0	3
②	0.5	1	0	—	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「1点」

となる。

- (5) 特定建設共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (6) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験及び工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

<例>標準型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績評定 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	若手・女性 技術者の評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	0.5	1	—	1.5
A	②	1	1	1	—	3
	③	0.5	0.5	0	—	1
B	④	1	0	0	—	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、工事成績評定の評価点は「0.5点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合3の「2. 工事成績評定」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 過去5年度の全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。なお、工事成績は現在の勤務先での成績に限定しない。
- (3) 運用事項（3）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (4) 建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項（6）の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項（6）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (5) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

※1：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

(3) 継続教育 (CPD)

評価項目	評価基準	評価点			
		標準型	簡易 I 型	簡易 II 型	
				通常型	若手・女性 技術者評価型
過去 2 年度における 継続教育 (CPD) の 単位取得状況	各団体が推奨する単位数に 相当する数以上	1	1	1	1
	各団体が推奨する単位数に 相当する数の 2 分の 1 以 上、当該相当する数未満	0.5	0.5	0.5	0.5
	各団体が推奨する単位数に 相当する数の 2 分の 1 未満 又は単位なし	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者の過去 2 年度における継続教育 (CPD) の取り組みを評価する。

評価対象技術者について：

- (1) 工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告や入札説明書等において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象とする。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去 2 年度」とは、直前 2 か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での継続教育 (CPD) の単位取得状況を評価の対象とする。
- (2) 次表に示す団体が発行する CPD 単位を評価対象とする。
- (3) 各団体が推奨する単位数に相当する数は次表のとおりとし、年度途中等に各団体が推奨する単位数が変更された場合でも、次表により評価するものとする。
- (4) 次表の団体のうち、いずれか一つの団体が発行する CPD 単位の証明資料を評価対象とする。
(複数の団体が発行した証明資料の単位を合計した単位は不可とする。)

継続教育 (CPD) 団体名		推奨する単位数 に相当する数 (過去 2 年度の合計)	各団体が推奨する単位数 に相当する数の 2 分の 1 (過去 2 年度の合計)
建設系 C P D	(公社) 空気調和・衛生工学会	100ポイント/2年	50ポイント/2年
	(一財) 建設業振興基金	24単位/2年	12単位/2年
	(一社) 建設コンサルタント協会	100単位/2年	50単位/2年
	(一社) 交通工学研究会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社) 地盤工学会	100単位/2年	50単位/2年

協 議 会	(一社) 森林・自然環境技術者教育会	40CPD時間/2年	20CPD時間/2年
	(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	100単位/2年	50単位/2年
	(一社) 全国測量設計業協会連合会	40ポイント/2年	20ポイント/2年
	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	40ユニット/2年	20ユニット/2年
	(一社) 全日本建設技術協会	50単位/2年	25単位/2年
	土質・地質技術者生涯学習協議会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社) 土木学会	100単位/2年	50単位/2年
	(一社) 日本環境アセスメント協会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社) 日本技術士会	100CPD時間/2年	50CPD時間/2年
	(公社) 日本建築士会連合会	24単位/2年	12単位/2年
	(公社) 日本造園学会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社) 日本都市計画学会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社) 農業農村工学会	100単位/2年	50単位/2年
	建築CPD運営会議	24認定時間/2年	12認定時間/2年
(公社) 日本建築家協会	24単位/2年	12単位/2年	
測量系CPD協議会	40ポイント/2年	20ポイント/2年	

- (5) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

<例>標準型の場合(配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合)

候補者	施工経験 の評価点	工事成績評 定の 評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の評 価点	実施 証明書の 評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	—	0	3
②	0.5	1	0	—	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、継続教育(CPD)の評価点は「0点」となる。

- (6) 特定建設共同企業体としての継続教育(CPD)は、出資比率20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (7) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その

候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績評 定 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の評 価点	実施 証明書の 評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	0.5	1	—	1	2.5
A	②	1	1	1	—	0	3
	③	0.5	0.5	0	—	1	2
B	④	1	0	0	—	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、継続教育(CPD)の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合3の「3. 継続教育(CPD)」に記載する。なお、証明できる取得単位が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 評価対象となる証明書が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。なお、継続教育(CPD)は現在の勤務先での取得に限定しない。
- (3) 運用事項(7)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (4) 建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項(9)の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項(9)の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (5) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

- (1) 評価対象となる各継続教育(CPD)団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料(証明書の写し(Web画面を印刷したものは不可。))
- (2) 推奨単位や必要単位について定めが無い団体が発行する単位取得状況を証明する資料(証明書)は無効とする。
- (3) 単位取得状況を証明する資料(証明書)において、「過去2年度」に取得した単位数(内訳)が判別できない資料は無効とする。

◆証明資料の例(有効・無効の例)

＜例1＞ 直前3か年度分の合計取得単位のみが記載された証明書

⇒ 直前2か年度分の内訳が判別できないため無効

<例2> 直前3か年度分の所得単位の証明書であるが単位取得年月日が分かるもの

⇒ 直前2か年度分の単位を抜き出して判別することができるため有効

<例3> 直前1か年度分の取得単位の証明書 ⇒ 有効

◆入札参加希望者の方へ

技術資料提出時点までに、各団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料（証明書）の添付ができない（間に合わない）場合には、本評価項目の評価点は「0点」となりますのでご注意ください。

(4) 若手・女性技術者の配置

評価項目	評価基準	評価点			
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
				通常型	若手・女性技術者評価型
若手・女性技術者の配置	主任（監理）技術者が女性又は35歳未満の男性	—	—	—	2
	主任（監理）技術者が35歳以上40歳未満の男性	—	—	—	1
	主任（監理）技術者が40歳以上の男性	—	—	—	0

評価の視点：

配置予定主任（監理）技術者の技術資料提出時点における年齢又は女性を評価する。

『簡易Ⅱ型』の「若手・女性技術者評価型」による工事発注の場合のみ評価する項目とする。

評価対象技術者について：

- (1) 若手技術者とは、40歳未満の技術者とする。
- (2) 女性技術者の場合は、年齢を問わない。
- (3) 工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告や入札説明書等において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

- (1) 年齢は技術資料提出時点における満年齢で評価する。
- (2) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞簡易Ⅱ型の「若手・女性技術者評価型」の場合

（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	—	1	1	2	1	5
②	—	1	1	1	0	3

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、若手・女性技術者の評価点は「1点」となる。

- (3) 特定建設共同企業体としての若手技術者は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (4) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、工事成績評価、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、工事成績評価、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

<例>簡易Ⅱ型の「若手・女性技術者評価型」の場合

(3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合)

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績 評価 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の 評価点	実施 証明書の 評価点	評価点 の合計
代表者	①	—	0.5	1	2	1	4.5
A	②	—	1	1	1	0	3
	③	—	0.5	0	0	1	1.5
B	④	—	0	0	1	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、若手・女性技術者の配置の評価点は「2点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合3の「4. 若手・女性技術者の配置」に記載する。
- (2) 簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型以外』による工事発注の場合は、様式総合3の「4. 若手・女性技術者の配置」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。
- (3) 運用事項(2)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (4) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

免許証、パスポート、健康保険被保険者証等の生年月日や性別が記載された身分証明書の写し、又は、生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証の写し

(5) ICT 活用工事又は週休 2 日確保工事の実施証明書の有無

評価項目	評価基準	評価点			
		標準型	簡易 I 型	簡易 II 型	
				通常型	若手・女性 技術者評価型
ICT 活用工事又は週休 2 日確保工事の実施証 明書の有無	実施証明書を有している。	1	1	1	1
	実施証明書を有していない。	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定主任（監理）技術者が有している「ICT 活用工実施証明書」又は「週休 2 日確保工事実施証明書」を評価する。

「ICT 活用工実施証明書」は ICT 活用工事の発注形式が「発注者指定型」及び「受注者希望 I 型」である場合にのみ評価項目に追加する。

評価対象技術者について：

- (1) 工事途中で評価対象技術者が交替することを認めている工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事）については、入札公告や入札説明書等において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

- (1) 実施証明書は、入札公告日までに発行されたものを評価の対象とする。
- (2) ICT 活用工事で発注形式が「発注者指定型」又は「受注者希望 I 型」の場合、「ICT 活用工事実施証明書」又は「週休 2 日確保工事証明書」のどちらかを有していれば、評価するものとする。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、配置については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育 (CPD) 及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

<例> 標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験 の評価点	工事成績評 定 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の評 価点	実施 証明書の 評価点	評価点 の合計
①	1	1	1	—	0	3
②	0.5	1	0	—	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、実施証明書の評価点は「1点」となる。

- (4) 特定建設共同企業体としての実施証明書は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。
- (5) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事

成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験 の評価点	工事成績 評定 の評価点	継続教育 (CPD) の評価点	若手・女性 技術者の 評価点	実施 証明書の 評価点	評価点 の合計
代表者	①	0	0.5	1	—	1	2.5
A	②	1	1	1	—	0	3
	③	0.5	0.5	0	—	1	2
B	④	1	0	0	—	0	1

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、実施証明書の評価点は「1点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合3の「5. 実施証明書の有無」に記載する。なお、実施証明書を有していない場合は様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 運用事項(3)により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- (3) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

山形県農林水産部（農林水産部所管出先機関及び各総合支庁産業経済部を含む）又は山形県県土整備部（県土整備部所管出先機関及び各総合支庁建設部を含む）が発行した「ICT活用工事実施証明書」又は「週休2日確保工事実施証明書」の写し

2-3 地域貢献度

2-3-1 地域貢献度（農業農村整備事業）

（1）災害協定に基づく活動の実績

評価項目	評価対象	評価基準	評価点		
			標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における活動実績の有無	①県農地防災協定	県農地防災協定を締結しており、協定に基づく活動の実績を有している。	3	3	3
		県農地防災協定を締結しているが、協定に基づく活動の実績を有していない。	2.5	2.5	2.5
		県農地防災協定を締結していない。 農地等災害応急活動の実績を有している。	1.5	1.5	1.5
		県農地防災協定を締結していない。 農地等災害応急活動の実績を有していない。	0	0	0
	②県農地防災協定以外の県との災害協定等 又は 市町村との災害協定等	工事施工箇所が含まれている地域において、災害協定等に基づく活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、災害協定等に基づく活動の実績を有している。	1.5	1.5	1.5
		工事施工箇所が含まれている地域において、災害協定等を締結しているが、活動の実績を有していない。	1	1	1
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、災害協定等を締結しているが、活動の実績を有していない。	0.5	0.5	0.5
		災害協定等を締結していない。	0	0	0

評価の視点：

過去2年度における企業の災害協定に基づく活動の実績の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

- （1）「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での災害協定に基づく活動やボランティア等の実績を評価対象とする。
- （2）「災害協定に基づく活動の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事实施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。
 - ①-1 県と（一社）山形県土地改良建設協会が締結した「山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定」（以下「県農地防災協定」という。）の締結、及び、その締結に基づく活動。
 - ①-2 県内の農地、農業用施設を対象に、市町村又は土地改良区の要請を受けて行った防災・災害応急活動（以下「農地等災害応急活動」という。）の実績。（防災協定の有無は問わない）
 - ② 「県農地防災協定以外の県との災害協定等」、「市町村との災害協定等」の締結及びその締結に基づく活動。

- (3) (2) ②の「県農地防災協定以外の県との災害協定等」とは、山形県と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいう。(建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とする。)
- (4) (2) ②の「市町村との災害協定等」とは、山形県内の市町村と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいう。(建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とする。)
- (5) 「県農地防災協定」「県農地防災協定以外の県との災害協定等」「市町村との災害協定等」の締結に基づく活動とは、あくまでも『緊急時における活動』を示すものとし、平時における防災訓練等への参加は、(例え協定や協定等において防災訓練への参加が義務づけられていたとしても)協定や協定等の締結に基づく活動としては評価しないものとする。
- (6) 「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎、分庁舎がそれぞれ所管する7つの地域(東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内)を単位とする。
- (7) 「県農地防災協定以外の県との災害協定等」において、活動実績が無く、協定締結のみが評価対象となる場合に、『工事施工箇所が含まれている地域』か、『工事施工箇所が含まれている地域以外の地域』か、については、災害協定等の対象地域が(7つの地域単位内に)限定されているものは、その対象地域で『工事施工箇所が含まれている地域』であるかどうかを判断する。
- その協定の対象地域が限定されていないもの(県内全域の場合等)は、『工事施工箇所が含まれている地域』と判断する。
- <例>工事施工箇所：庄内
- ・災害協定の対象範囲：庄内地区港湾施設 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結(1点)
 - ・災害協定の対象範囲：県内全域 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結(1点)
- <例>工事施工箇所：西置賜
- ・災害協定の対象範囲：庄内地区港湾施設 →工事施工箇所以外の地域での協定締結(0.5点)
 - ・災害協定の対象範囲：県内全域 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結(1点)
- (8) 「市町村との災害協定等」において、活動実績が無く、協定締結のみが評価対象となる場合に、『工事施工箇所が含まれている地域』か、『工事施工箇所以外の地域』か、については、協定を締結した市町村の所在地により、工事施工箇所が含まれる地域(7つの地域単位)であるか否かを判断する。
- <例>工事施工箇所：庄内
- ・災害協定締結市町村：鶴岡市→工事施工箇所が含まれる地域での協定締結(1点)
 - ・災害協定締結市町村：寒河江市→工事施工箇所以外の地域での協定締結(0.5点)
- (9) 「県農地防災協定以外の県との災害協定等」、「市町村との災害協定等」については、協定や覚書の締結日が当該工事の発注年度の前年度末(3月31日)までのものを評価の対象とする。
- (10) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。
- (11) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で地域貢献活動に関する評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

(12) 前記内容による詳細な評価点区分を次表に示す。

災害協定に基づく活動	活動実績等の有無	工事施工箇所が含まれている地域(7つの地域単位)	県内(左欄を除く)
①-1 県農地防災協定、協定に基づく活動実績 ①-2 農地等災害応急活動実績	①-1 締結有り・活動有り	3	3
	①-1 締結有り・活動無し	2.5	2.5
	①-1 締結無し ①-2 活動実績有り	1.5	1.5
	①-1-2 締結・活動無し	0	0
②県農地防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等	活動有り	2	1.5
	活動無し(締結有り)	1	0.5
	締結無し	0	0

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合4「1. 災害協定に基づく活動の実績」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) ①～②の活動の認定に複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。
- (3) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

証明する添付資料：

(1) 必要な添付資料を下表に示す。

災害協定に基づく活動	活動実績等の有無	添付資料
①-1 県農地防災協定	協定締結有り	添付資料必要なし
	協定に基づく活動実績有り	総合支庁が発行する証明書の写し [※3]
	協定締結無し	添付資料必要なし
①-2 農地等災害応急活動実績	活動実績有り	県内の農地、農業用施設を対象に、市町村又は土地改良区 の要請を受けて行った防災・災害応急活動の実績(防災協定の有無は問わない)を証明する書類の写し [※4]
	活動実績無し	添付資料必要なし
②県農地防災協定以外の山形県との災害協定等又は市町村との災害協定等	活動実績有り	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する) 及び、 点検報告書等の写し [※2]

	活動実績無し (協定締結有り)	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する)
--	--------------------	---



[※1] 災害協定書や覚書の写しは、その表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文を添付してください。全文の添付が無い場合には、評価点が「0点」となる場合があります。

県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付してください。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはありません（添付された資料のみで判断します。）。

[※2] 「点検報告書等」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②災害協定書や覚書に基づく活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
(協定書や覚書において場所や施設名等が特定できる場合は不要)
- ④災害協定書や覚書に基づく活動を実施したことが明確に判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 和暦△△年△△月△△日

点検施設 ○○市◇◇地内 市道○○○○線 L=200m

株式会社 □□□□が、○○市との災害時における◇◇協定に基づく活動を実施したことを証明する。

和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

[※3] 「協定に基づく活動実績」の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※3の対象活動>

- ①県の出動要請を受けて企業の負担により行った現地調査及び工法検討
- ②県の出動要請を受けて行った現地への資機材及び工事用車両の搬入
- ③県の出動要請を受けて行った緊急応急工事等

[※4] 「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
- ④県、市町村又は土地改良区の要請に基づき活動を実施したことが判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定等で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 ○○△△年△△月△△日
点検施設 ○○市◇◇地内 農業排水路○○線 L = 200 m
株式会社 □□□□が、○○市の要請に基づき活動を実施したことを証明する。
和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

農地等災害応急活動の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※4の対象活動>

農地や農業用施設を対象に、県、市町村又は土地改良区の要請を受けて行った次のいずれかの防災・災害応急活動を評価対象とします。

- ①企業の負担による現地調査や工法検討
- ②現地への資機材や工事用車両の搬入
- ③緊急応急工事等の実施（例：溢水の恐れのある水路に土のう設置、農地の埋塞・水路の閉塞土砂の撤去、決壊の恐れのあるため池堤体の開削、災害に備えた排水ポンプの準備・設置、破裂したパイプラインの応急復旧、頭首工・農道・水路等の応急復旧工事 等）
（ただし、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は対象とならない。）

■「県農地防災協定」

所管 部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
農林	山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定	H22.4.1	知事	(一社)山形県土地改良建設協会

■「参考」県農地防災協定以外の県との災害協定等の例

所管 部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
環エネ	災害時における非常用水等の確保に関する協定	H24.3.30	知事	山形県さく井技術協会
環エネ	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定	H23.1.31	知事	山形県電気工事工業組合
環エネ	災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定	H22.3.31	知事	県ビルメンテナンス協同組合
環エネ	災害時の協力に関する協定書	H19.3.22	知事	東北電力(株)山形支店
環エネ	技術職OBによる災害支援に関する協定	H25.7.25	知事	(公財)山形県建設技術センター
環エネ	災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書	H18.3.29	知事	山形県環境整備事業共同組合
環エネ	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	H19.2.22	知事	(一社)山形県産業廃棄物協会
環エネ	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	H23.11.1	知事	(一社)山形県解体工事業協会
環エネ	災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に関する協定書	H27.6.29	知事	(公社)山形県水質保全協会
農林	山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定	H27.1.30	知事	山形県森林土木建設業協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H20.12.19	知事	(一社)山形県警備業協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H23.3.18	知事	(一社)山形県建設業協会
県土	災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定	H8.12.6	知事	(一社)山形県建設業協会
県土	災害時における応急対策業務に関する協定書	H26.3.28	県土部長 各建設部長	(一社)山形県測量設計業協会会長 (一社)日本補償コンサルタント協会 東北支部山形県部会会長 山形県建設コンサルタント協会会長 山形県地質土壌調査業協会会長
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会東北支部
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)日本橋梁建設協会
県土	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H28.10.20	部長	(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部
県土	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.2.19	知事	(社)日本土木工業協会東北支部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H26.7.18	知事	(公社)日本下水道管路管理業協会
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)明電舎東北支店
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	メタウォーター(株)東北営業部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)東芝東北支社
県土	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	H8.5.1	知事	(一社)プレハブ建築協会
県土	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	H29.9.1	知事	(一社)全国木造建設事業協会
県土	被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	H10.4.8	知事	(一社)山形県建築士会
県土	酒田港高砂ふ頭荷役機械故障時における代替荷役作業に関する協定	H24.1.30	知事	山形県港湾空港建設協会
企業 局	災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定	H16.4.1	企業 管理者	(一社)山形県建設業協会

※ 「県農地防災協定以外の県との災害協定等」については、評価の対象となる協定の例を示したものであり、上表の協定以外でも評価の対象となる場合があります。

(2) ボランティア等の実績

評価項目	評価対象	評価基準	評価点		
			標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における活動実績の有無	①多面的機能支払共同活動	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	②企業の農業参入	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	③総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	④除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	⑤消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。	0	0	0

評価の視点：

過去2年度における企業のボランティア等の実績の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での災害協定に基づく活動やボランティア等の実績を評価対象とする。
- (2) 「ボランティア等の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。
 - ① 企業が多面的機能支払交付金の共同活動を行う活動組織の構成員になっていること。
 - ② 企業が農業参入していること。
 - ③ 県総合支庁産業経済部独自で、又は産業経済部と他部局との連携により実施している地域貢献活動に該当するボランティア事業における参加団体としての活動。

④ 市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であること。

⑤ 消防団協力事業所の認定。

(3) 「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎、分庁舎がそれぞれ所管する7つの地域（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内）を単位とする。

(4) (2) ⑤の「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、表示証を消防庁又は山形県内の市町村等より交付を受けている事業所をいう。ただし、技術資料提出時点でその認定が有効（有効期間（原則交付日から2年間）に注意）であること。

(5) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

(6) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で地域貢献活動に関する評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

(7) 前記内容による詳細な評価点区分を次表に示す。

ボランティア等	活動実績等の有無	工事施工箇所が含まれている地域 (7つの地域単位)	県内 (左欄を除く)
①多面的機能支払共同活動	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
②企業の農業参入	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
③総合支庁独自 ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
④除排雪ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
⑤消防団協力事業所	認定有り	1	1
	認定無し	0	0

技術資料作成時の留意事項：

(1) 様式総合4「2. ボランティア等の実績」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

(2) ①～④の活動及び⑤の認定に複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。

(3) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

証明する添付資料：

(1) 必要な添付資料を下表に示す。

ボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①多面的機能支払共同活動	活動実績有り	多面的機能支払交付金の活動組織の規約等の写し（活動組織名、企業が活動組織の構成員であることがわかるもの）
②企業の農業参入	活動実績有り	企業が農業参入していることを証明する定款等の写し [※1]
③総合支庁独自ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの）の写し
④除排雪ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの）の写し
⑤消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し

[※1] 「企業の農業参入」の定義、「証明する定款等の写し」の添付資料は、次のとおりです。

①評価対象とする企業の農業参入は次のとおり

ア 農業生産物とは農産物一般、林産物、畜産物、花卉とします。

イ 農業生産物は栽培や飼育管理をしているものに限り、加工のみは対象外とします。また、林産物は「山菜」と「きのこ」とし、栽培しているものに限ります。

ウ 農業参入の規模として、農地を使用する場合は「経営耕地面積が 30 a 以上」とし農地法第 3 条の許可書の写しを添付してください。農地を使用しない場合は「農産物販売金額が年間 50 万円以上」とし出荷証明書を添付してください。

②添付資料「証明する定款等の写し」は次のとおり

ア 建設会社の経営分野に農業を追加している場合は、当該建設会社の定款の写しを添付。

イ 建設会社を母体として農業分野の新会社を設立した場合は、新会社の商業登録簿謄本（全部事業証明書）の写しを添付。なお、商業登録簿謄本は、過去 1 年以内に発行されたものとする。（新会社を設立した主体となっている建設会社であること。）

ウ 社長や役員の農地を企業が使用する場合は、個人と企業間の借地契約書及び農地法第 3 条の許可書の写しを添付。

エ 農地所有適格法人として農地を取得または借り受けしている場合は、農地所有適格法人と建設会社の関係を証明できる資料を添付。（建設会社として農地所有適格法人の経営に参画していること、及び出資状況等。）（経営に参画し主体となっている建設会社であること。）

オ 農産物等の販売が自社使用にかかわらず評価対象とするが、自社使用の場合は、品目、使用量、販売額に相当する金額が客観的に証明できる資料を添付。

(2) インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度におけるインターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1	1
	受入れの実績を有していない。	0	0	0

評価の視点：

過去2年度における企業のインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価する。

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内でのインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価対象とする。
- (2) 「インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績」とは、総合評価本来の目的である公共工事の品質確保に結びつくような、当該地域の担い手の中長期的な育成及び確保に資する活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で、「インターンシップ」や「職場体験学習」等に関連する企業の活動をいう。なお、評価する活動は以下のとおりとする。

実施内容：インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するもの

（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等及び一般事務に関するものについては、評価対象外とする。）

受入れ地：県内

受入れ企業：県内に本店のある企業

対象とする学校等：中学校、義務教育学校（7年生以上とする。）、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を含む。）、専修学校、各種学校、その他大学校の名称を有する教育訓練施設等

受入れ地にかかる工事の発注機関：官民を問わない。

- (3) 受入期間や人数に規定を設けていないため、学生一人を一日でも受け入れた場合、評価対象とする。
- (4) 不特定多数の学生に対して行う（1クラスや1学年の学生を対象に行う）現場学習会等は、現場での体験を実施していても「インターンシップ等」の活動として認めないものとする。
- (5) 本評価項目で求める「インターンシップ等」とは、一人から複数名の学生が職場に訪れ、働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり実際に働く方たちと接することを想定しており、これに合致しないものは評価対象とならないため注意すること。

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合4「2. インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- (2) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

(1) 以下に示す資料①と②を両方添付すること。

①	受入実績が確認できるもの	備考
	学校からの依頼文と御礼状(どちらも学校長等印の押印があるもの) 又は 受入実績証明書(別記様式-3)(学校長等印の押印があるもの)	依頼文と御礼状は <u>両方セットで添付すること</u>
②	現場での体験・学習内容が確認できるもの	備考
	例：受入企業が作成した業務日誌等 学生の体験作文・レポート等 現場での代表的な状況写真(2枚以上) 新聞記事	左の例を参考に <u>複数種類添付すること</u>

※1 学校長等印の押印された証明資料を添付することができない場合、本評価項目の評価点は「0点」となりますのでご注意ください。

※2 「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印(個人印)は認めないものとする。

2-3-2 地域貢献度（森林土木事業）

（1）災害協定に基づく活動やボランティア等の実績

評価項目	評価対象	評価基準	評価点		
			標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度における活動実績の有無	① 県林務防災協定	県林務防災協定を締結しており、協定に基づく活動の実績を有している。	3	3	3
		県林務防災協定を締結しているが、協定に基づく活動の実績を有していない。	2.5	2.5	2.5
		県林務防災協定を締結していない。 林地等災害応急活動の実績を有している。	1.5	1.5	1.5
		県林務防災協定を締結していない。 林地等災害応急活動の実績を有していない。	0	0	0
	② 県林務防災協定以外の県との災害協定等 又は 市町村との災害協定等	工事施工箇所が含まれている地域において、災害協定等に基づく活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、災害協定等に基づく活動の実績を有している。	1.5	1.5	1.5
		工事施工箇所が含まれている地域において、災害協定等を締結しているが、活動の実績を有していない。	1	1	1
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、災害協定等を締結しているが、活動の実績を有していない。	0.5	0.5	0.5
		災害協定等を締結していない。	0	0	0
	③ 総合支庁独自ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	④ 除排雪ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	⑤ 消防団協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1	1
消防団協力事業所の認定を受けていない。		0	0	0	
<p>評価の視点： 過去2年度における企業の災害協定に基づく活動やボランティア等の実績の有無を評価する。</p>					

評価に関する運用事項：

- (1) 「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での災害協定に基づく活動やボランティア等の実績を評価対象とする。
- (2-1) 「災害協定に基づく活動」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。
- ① 県と山形県森林土木建設業協会が締結した「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」（以下「県林務防災協定」という。）の締結、及び、その締結に基づく活動。
 - ② 「県林務防災協定以外の県との災害協定等」、「市町村との災害協定等」の締結及びその締結に基づく活動。
- (2-2) 「ボランティア等の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下の通りとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が1件を選定して申請する。
- ③ 県総合支庁産業経済部独自で、又は産業経済部と他部局との連携により実施している地域貢献活動に該当するボランティア事業における参加団体としての活動。
 - ④ 市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であること。
 - ⑤ 消防団協力事業所の認定。
- (3) (2-1) ②の「県林務防災協定以外の県との災害協定等」とは、山形県と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいう。（建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とする。）
- (4) (2-1) ②の「市町村との災害協定等」とは、山形県内の市町村と建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいう。（建設会社が個別に締結している協定等は評価の対象外とする。）
- (5) 「県林務防災協定」「県林務防災協定以外の県との災害協定等」「市町村との災害協定等」の締結に基づく活動とは、あくまでも『緊急時における活動』を示すものとし、平時における防災訓練等への参加は、（例え協定や協定等において防災訓練への参加が義務づけされていたとしても）協定や協定等の締結に基づく活動としては評価しないものとする。
- (6) 「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎、分庁舎がそれぞれ所管する7つの地域（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内）を単位とする。
- (7) 「県林務防災協定以外の県との災害協定等」において、活動実績が無く、協定締結のみが評価対象となる場合に、『工事施工箇所が含まれている地域』か、『工事施工箇所が含まれていない地域以外の地域』か、については、災害協定等の対象地域が（7つの地域単位内に）限定

されているものは、その対象地域で『工事施工箇所が含まれている地域』であるかどうかを判断する。

その協定の対象地域が限定されていないもの（県内全域の場合等）は、『工事施工箇所が含まれている地域』と判断する。

＜例＞工事施工箇所：庄内

- ・災害協定の対象範囲：庄内地区 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結（1点）
- ・災害協定の対象範囲：県内全域 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結（1点）

＜例＞工事施工箇所：西置賜

- ・災害協定の対象範囲：庄内地区 →工事施工箇所以外の地域での協定締結（0.5点）
- ・災害協定の対象範囲：県内全域 →工事施工箇所が含まれる地域での協定締結（1点）

(8) 「市町村との災害協定等」において、活動実績が無く、協定締結のみが評価対象となる場合に、『工事施工箇所が含まれている地域』か、『工事施工箇所以外の地域』か、については、協定を締結した市町村の所在地により、工事施工箇所が含まれる地域（7つの地域単位）であるか否かを判断する。

＜例＞工事施工箇所：庄内

- ・災害協定締結市町村：鶴岡市→工事施工箇所が含まれる地域での協定締結（1点）
- ・災害協定締結市町村：寒河江市→工事施工箇所以外の地域での協定締結（0.5点）

(9) 「県林務防災協定以外の県との災害協定等」、「市町村との災害協定等」については、協定や覚書の締結日が当該工事の発注年度の前年度末（3月31日）までのものを評価の対象とする。

(10) (2-2) ⑦の「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、表示証を消防庁又は山形県内の市町村等より交付を受けている事業所をいう。ただし、技術資料提出時点でその認定が有効（有効期間（原則交付日から2年間）に注意）であること。

(11) 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

(12) 建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で地域貢献活動に関する評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

(13) 前記内容による詳細な評価点区分を次表に示す。

災害協定に基づく活動やボランティア等	活動実績等の有無	工事施工箇所が含まれている地域（7つの地域単位）	県内（左欄を除く）
①-1 県林務防災協定、協定に基づく活動実績 ①-2 林務等災害応急活動実績	①-1 締結有り・活動有り	3	3
	①-1 締結有り・活動無し	2.5	2.5
	①-1 締結無し	1.5	1.5
	①-2 活動実績有り		
	①-1-2 締結・活動無し	0	0
②林務防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等	活動有り	2	1.5
	活動無し（締結有り）	1	0.5

	締結無し	0	0
③総合支庁独自 ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
④除排雪ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
⑤消防団協力事業所	認定有り	1	1
	認定無し	0	0

技術資料作成時の留意事項：

- (1) 様式総合4「1. 災害協定に基づく活動やボランティア等の実績」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「**該当無し**」と記載すること。
- (2) ①～②の活動の認定に複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。
- (3) ③～④の活動及び⑤の認定に複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。
- (4) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

証明する添付資料：

(1) 必要な添付資料を下表に示す。

災害協定に基づく活動やボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①-1 県林務防災協定	協定締結有り	添付資料必要なし
	協定に基づく活動実績有り	総合支庁が発行する証明書の写し [※3]
	協定締結無し	添付資料必要なし
②県林務防災協定以外の県との災害協定等 又は 市町村との災害協定等	活動実績有り	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する) 及び、 点検報告書等の写し [※2]
	活動実績無し (協定締結有り)	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する)
③総合支庁独自ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書(様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁産業経済部の担当者等から証明を受けたもの)の写し
④除排雪ボランティア	活動実績有り	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書(様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。)の写し
⑤消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し



[※1] 災害協定書や覚書の写しは、その表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文を添付してください。全文の添付が無い場合には、評価点が「0点」となる場合があります。

県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付してください。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはありません(添付された資料のみで判断します。)

[※2] 「点検報告書等」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②災害協定書や覚書に基づく活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること

(協定書や覚書において場所や施設名等が特定できる場合は不要)

- ④災害協定書や覚書に基づく活動を実施したことが明確に判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている(押印必須)こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容(協定等で定めている報告様式である等)となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 和暦△△年△△月△△日
点検施設 ○○市◇◇地内 林道○○○線 L=200m
株式会社 □□□□が、○○市との災害時における◇◇協定に基づく活動を実施したことを証明する。
和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

[※3] 「協定に基づく活動実績」の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※3の対象活動>

- ①県の出動要請を受けて企業の負担により行った現地調査及び工法検討
- ②県の出動要請を受けて行った現地への資機材及び工事用車両の搬入
- ③県の出動要請を受けて行った緊急応急工事等

[※4] 「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
- ④県、市町村又は土地改良区の要請に基づき活動を実施したことが判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている(押印必須)こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容(協定等で定めている報告様式である等)となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 ○○△△年△△月△△日
点検施設 ○○市◇◇地内 林道○○線 L=200m
株式会社 □□□□が、○○市の要請に基づき活動を実施したことを証明する。
和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

林務等災害応急活動の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※4の対象活動>

治山施設等や県管理林道施設を対象に、県の要請を受けて行った次のいずれかの防災・災害応急活動の評価対象とします。

- ①企業の負担による現地調査や工法検討
- ②現地への資機材や工事用車両の搬入
- ③緊急応急工事等の実施（例：溢水の恐れのある水路に土のう設置、水路の閉塞土砂の撤去、、災害に備えた排水ポンプの準備・設置、破裂したパイプラインの応急復旧、林道・水路等の応急復旧工事 等）

（ただし、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は対象とならない。）

■「県林務防災協定」

所管 部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
農林	山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定	H27.1.30	知事	山形県森林土木建設業協会

■「参考」県林務防災協定以外の県との災害協定等の例

所管 部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
環エネ	災害時における非常用水等の確保に関する協定	H24.3.30	知事	山形県さく井技術協会
環エネ	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定	H23.1.31	知事	山形県電気工事工業組合
環エネ	災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定	H22.3.31	知事	県ビルメンテナンス協同組合
環エネ	災害時の協力に関する協定書	H19.3.22	知事	東北電力(株)山形支店
環エネ	技術職OBによる災害支援に関する協定	H25.7.25	知事	(公財)山形県建設技術センター
環エネ	災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書	H18.3.29	知事	山形県環境整備事業共同組合
環エネ	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	H19.2.22	知事	(一社)山形県産業廃棄物協会
環エネ	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	H23.11.1	知事	(一社)山形県解体工事業協会
環エネ	災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に関する協定書	H27.6.29	知事	(公社)山形県水質保全協会
農林	山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定	H22.4.1	知事	(一社)山形県土地改良建設協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H20.12.19	知事	(一社)山形県警備業協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H23.3.18	知事	(一社)山形県建設業協会
県土	災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定	H8.12.6	知事	(一社)山形県建設業協会
県土	災害時における応急対策業務に関する協定書	H26.3.28	県土部長 各建設部 長	(一社)山形県測量設計業協会会長 (一社)日本補償コンサルタント協会 東北支部山形県部会会長 山形県建設コンサルタント協会会長 山形県地質土壌調査業協会会長
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会東北支部
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)日本橋梁建設協会会
県土	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H28.10.20	部長	(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部
県土	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.2.19	知事	(社)日本土木工業協会東北支部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H26.7.18	知事	(公社)日本下水道管路管理業協会
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)明電舎東北支店
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	メタウォーター(株)東北営業部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)東芝東北支社
県土	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	H8.5.1	知事	(一社)プレハブ建築協会
県土	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	H29.9.1	知事	(一社)全国木造建設事業協会
県土	被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	H10.4.8	知事	(一社)山形県建築士会
県土	酒田港高砂ふ頭荷役機械故障時における代替荷役作業に関する協定	H24.1.30	知事	山形県港湾空港建設協会
企業 局	災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定	H16.4.1	企業 管理者	(一社)山形県建設業協会

※「県林務防災協定以外の県との災害協定等」については、評価の対象となる協定の例を示したものであり、上表の協定以外でも評価の対象となる場合があります。

(2) インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去2年度におけるインターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1	1
	受入れの実績を有していない。	0	0	0
評価の視点：				
過去2年度における企業のインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価する。				
評価に関する運用事項：				
<p>(1)「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内でのインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価対象とする。</p> <p>(2)「インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績」とは、総合評価本来の目的である公共工事の品質確保に結びつくような、当該地域の担い手の中長期的な育成及び確保に資する活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で、「インターンシップ」や「職場体験学習」等に関連する企業の活動をいう。なお、評価する活動は以下のとおりとする。</p> <p>実施内容：インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するもの （現場での実習や体験を伴わない現場見学会等及び一般事務に関するものについては、<u>評価対象外とする。</u>）</p> <p>受入れ地：県内 受入れ企業：県内に本店のある企業 対象とする学校等：中学校、義務教育学校（7年生以上とする。）、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を含む。）専修学校、各種学校、その他大学校の名称を有する教育訓練施設等</p> <p>受入れ地にかかる工事の発注機関：官民を問わない。</p> <p>(3) 受入期間や人数に規定を設けていないため、学生一人を一日でも受け入れた場合、評価対象とする。</p> <p>(4) 不特定多数の学生に対して行う（1クラスや1学年の学生を対象に行う）現場学習会等は、現場での体験を実施していても「インターンシップ等」の活動として認めないものとする。</p> <p>(5) 本評価項目で求める「インターンシップ等」とは、一人から複数名の学生が職場に訪れ、働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり実際に働く方たちと接することを想定しており、これに合致しないものは評価対象とならないため注意すること。</p>				
技術資料作成時の留意事項：				
<p>(1) 様式総合4「2. インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。</p> <p>(2) 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。</p>				
記載内容を証明する添付資料				

(1) 以下に示す資料①と②を両方添付すること。

	受入実績が確認できるもの	備考
①	学校からの依頼文と御礼状(どちらも学校長等印の押印があるもの) 又は 受入実績証明書(別記様式-3)(学校長等印の押印があるもの)	依頼文と御礼状は <u>両方セットで添付すること</u>
②	現場での体験・学習内容が確認できるもの 例：受入企業が作成した業務日誌等 学生の体験作文・レポート等 現場での代表的な状況写真(2枚以上) 新聞記事	左の例を参考に <u>複数種類添付すること</u>

※1 学校長等印の押印された証明資料を添付することができない場合、本評価項目の評価点は「0点」となりますのでご注意ください。

※2 「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印(個人印)は認めないものとする。

3 様式

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

なお、指定された様式を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者は、当該入札の参加資格を失う。

3-1 標準型

		様式名	摘要
VE 提案書		様式総合 1	必須
技術資料	企業の能力	様式総合 2	必須
	技術者の能力	様式総合 3	必須
	地域貢献度	様式総合 4	評価項目に設定された場合

3-2 簡易Ⅰ型

		様式名	摘要
技術資料		様式総合簡Ⅰ 1	必須
施工計画		様式総合簡Ⅰ 2	評価項目に設定された場合
品質管理		様式総合簡Ⅰ 3	評価項目に設定された場合
企業の能力		様式総合 2	必須
技術者の能力		様式総合 3	必須
地域貢献度		様式総合 4	必須

3-3 簡易Ⅱ型

		様式名	摘要
技術資料に係る自己評価申請書		事後様式 1 ※	事後審査の場合
技術資料		様式総合簡Ⅱ 1	必須
企業の能力		様式総合 2	必須
技術者の能力		様式総合 3	必須
地域貢献度		様式総合 4	必須

※印の様式は、「山形県農林水産部総合評価落札方式簡易Ⅱ型における事後審査実施要領」による。

「地域貢献度」の「様式総合 4」は、農業農村整備事業と森林土木事業で様式が異なる。該当する事業の様式を提出すること。

(注) 別途添付する資料の提出にあたっては、簡素化やファイルサイズの縮小のため、注意書きや補足説明を削除して提出することができます。

3-4 様式集

様式総合1

V E 提 案 書

年 月 日

山形県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(連絡者
氏 名
電話番号)

工事名： 工事

当工事のVE提案については以下の通りとします。本VE提案が適正と認められた場合には、これにより施工します。

なお、本VE提案が適正と認められなかった場合には、標準案に基づき施工します。
《なお、本VE提案が適正と認められなかった場合には、入札参加を辞退します。》

1 VE提案の概要

(標準的な方法との相違点を簡潔に記述すること。)

2 施工計画

3 所 見

(標準的な方法と比較し、優れていると考えられる項目及び内容を記述すること。)

4 利用条件

(排他的権利に係わる事項などについて記述すること。)

(注) 1 《 》内は、VE提案が適正と認められなかった場合で、入札参加を辞退する場合に記述すること。

2 必要に応じて構造図、説明図表、技術的検討書等を添付すること。

3 資料の枚数は、A4判で6枚以内とする。ただし、注2の添付資料を除く。

4 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を要しない。

1. 施工実績

		申請者名	
同種・類似工事の条件		(入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。)	
工事名称等	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)	
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態		
工事概要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)		
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
自己評価点		点	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 「同種・類似工事の条件」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²以上、類似工事：路面切削工 A=○○○m²以上)
 3 「工事名称」欄は、工事名及び () 内には CORINS 登録番号を記載すること。
 4 「受注形態」欄は、「単体」若しくは「○○JV (出資比率○○%)」を記載すること。
 5 「工事概要」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m²、オーバーレイ工 A=○○○m²、区画線工 L=○,○○○m)
 6 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
 (2) 「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。
 ・CORINS の写し
 ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 ・金抜き設計書 (最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類

似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）

- ・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

2. 工事成績評定

工 事 件 名	工 期	CORINS 登録番号	評定点	備考 (建設共同企業体名・合併 前の企業名)
平 均 点 (小数点以下は切り捨て)			点	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)				
自己評価点				点

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 建設共同企業体としての工事成績評定である場合は、建設共同企業体名を備考欄に記載すること。
 3 企業合併前の工事成績評定の場合は、合併前のそれぞれの企業名を備考欄に記載すること。

3. 工事顕彰歴

工 事 件 名	顕彰年月日
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
自己評価点	点

- (注) 1 対象となる顕彰は、山形県優良建設工事等顕彰（建設工事）であり、（建設関連業務）は対象外なので注意すること。
 2 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

4. ICT、情報化施工の活用

活用レベル		
<input type="checkbox"/> ICTの全面的な活用	<input type="checkbox"/> 情報化施工技術の活用	<input type="checkbox"/> 該当無し
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)		
自己評価点		点

- (注) 1 「ICT、情報化施工の活用」が評価項目として設定されていない場合は、様式中に「評価対象外」と記載すること。
- 2 該当する活用レベルにチェックを付けること。
- 3 当該工事において、ICTの全面的な活用を実施する計画の場合は、「ICT活用工事計画書(別記様式-1)」を添付すること。

様式総合3

技術者の能力

【技術者の概要】

		申請者名	
総合評価の分類	<input type="checkbox"/> 標準型 <input type="checkbox"/> 簡易Ⅰ型 <input type="checkbox"/> 簡易Ⅱ型（通常型） <input type="checkbox"/> 簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型）		
配置予定技術者の従事役職・氏名	従事役職		氏名
技術者	配置予定技術者を <input type="checkbox"/> 若手・女性技術者として配置する <input type="checkbox"/> 若手・女性技術者として配置しない		
配置予定技術者の法令による資格・免許			

- (注) 1 該当する総合評価の分類にチェックを付けること。
 2 「配置予定技術者の従事役職・氏名」欄は、「主任技術者」又は「監理技術者」及び氏名を記載すること。
 3 「技術者」欄は、「総合評価の分類」欄で『簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型）』にチェックした場合のみ記載（チェック）すること。

1. 施工経験

評価対象者に関する留意事項	【技術者の概要】において、「総合評価の分類」で『簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型）』にチェックした場合は、本評価項目は評価対象外となります。	
施工経験の条件	(入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。)	
施工経験の概要	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	所属会社名	
	工期	和暦 年 月 日 ~ 和暦 年 月 日
	受注形態	
	従事役職	
工事概要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)		
自己評価点	点	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載すること。
 3 「施工経験の条件」欄の記載例（同種工事：路面切削工 A=○○○m²以上、類似工事：

路面切削工 A=○○○m²以上)

- 4 「工事名称」欄は、工事名及び（ ）内にはCORINS登録番号を記載すること。
- 5 「受注形態」欄は、「単体」又は「○○JV（出資比率○○%）」を記載すること。
- 6 「従事役職」欄は、「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」を記載すること。
- 7 「工事概要」欄の記載例（同種工事：路面切削工 A=○○○m²、オーバーレイ工 A=○○○m²、区画線工 L=○,○○○m）
- 8 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 - (1) 「法令による資格・免許」を証明する資料の写し
 - (2) 建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
 - (3) 「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。
 - ・CORINSの写し
 - ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
 - ・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
 - ・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し
 - ・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

2. 工事成績評価

工 事 件 名	工 期	CORINS 登録番号	評定点	備考 (建設共同企業体名・以前の 勤務先名・以前の氏名)
平均点（小数点以下は切り捨て）			点	
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）				
自己評価点	点			

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
- 2 建設共同企業体としての工事成績評価である場合は、建設共同企業体名を備考欄に記載すること。
- 3 以前の勤務先での工事成績評価の場合は、備考欄に当該勤務先を記載すること。
- 4 氏名に変更があった場合は、担当したそれぞれの工事時点における氏名を備考欄に記載すること。

3. 継続教育(CPD)

継続教育(CPD)団体名	取得年度	取得単位数
	和暦 年度	
	和暦 年度	
過去2年度の合計		

(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)

自己評価点 点

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
 2 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 評価対象となる各継続教育(CPD)団体における単位取得状況を証明する資料(証明書等)の写し

4. 若手・女性技術者の配置

評価対象者に 関する留意事項	【技術者の概要】において、「総合評価の分類」欄で『簡易Ⅱ型(若手・女性技術者評価型)』にチェックした場合に、本評価項目は自動的に評価対象となります。 なお、40歳以上の男性の方の評価点は「0点」となります。		
配置予定技術者の性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	技術資料提出時点における 配置予定技術者の年齢(男性の場合)	満 歳
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
自己評価点 点			

- (注) 1 簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』以外による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載すること。
 2 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 免許証、パスポート、健康保険被保険者証等の生年月日や性別が記載された身分証明書の写し、又は、生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証の写し。

5. 実施証明書の有無

実施証明書の種類	工 事 件 名	発行日	有効期間
		年 月 日	年 月 日
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
自己評価点 点			

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。
 2 「ICT活用工事」で発注型式が『発注者指定型』及び『施工者希望Ⅰ型』の場合は、実施証明書の種類は、「ICT活用工事実施証明書」又は「週休2日確保工事実施証明書」が対象となるので、該当するものを記載すること。
 3 記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
 (1) 評価対象となる実施証明書の写し

様式総合4（農業農村整備事業）

地域貢献度（農業農村整備事業）

1. 災害協定に基づく活動の実績

申請者名

災害協定に基づく活動の種類		①-1 県農地防災協定 ①-2 農地等災害応急活動 ② 県農地防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等
活動内容	活動の種類別	(下記の該当する活動のボックスにチェックを一つだけ入れること。) <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結有り、協定に基づく活動実績有り <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結有り、協定に基づく活動実績無し <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結無し、①-2 応急活動実績有り <input type="checkbox"/> ②の活動実績有り <input type="checkbox"/> ②協定締結のみ
	活動施設など	
	活動場所	(活動場所を記入し、該当する活動ボックスにチェックを入れること。) 市町村 地内 工事箇所を所管する本庁舎、分庁舎の <input type="checkbox"/> 管内 <input type="checkbox"/> 管外
	活動年月日、協定締結年月日	年 月 日
	活動内容	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。)		
自己評価点 点		

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「**該当無し**」と記載し、提出すること。
 2 「活動施設など」の欄は、「災害協定に基づく活動の種類」欄の①～②でチェックをつけた活動の対象施設などを記載すること。(例：農業排水路〇〇線)
 3 「活動年月日、協定締結年月日又は交付年月日」の欄に活動年月日を記入する場合は、活動（実施）報告書に記載されている年月日のうち一つを記載すること。
 4 「活動内容」の欄は、防災協定締結のみの場合は「締結のみ」と記載すること。
 5 記載した活動内容を証明する次に示す報告書や活動証明書等の写しを添付すること。

災害協定に基づく活動	活動実績等の有無	添付資料
①-1 県農地防災協定	協定締結有り	添付資料必要無し

	協定に基づく活動実績有り	総合支庁が発行する証明書の写し [※3]
	協定締結無し	添付資料必要無し
①-2 農地等災害 応急活動 実績	活動実績有り	県内の農地、農業用施設を対象に、県、市町村又は土地改良区の要請を受けて行った防災・災害応急活動の実績を証明する書類の写し [※4]
	活動実績無し	添付資料必要無し
②県農地防災 協定以外の 山形県との 災害協定等 又は 市町村との 災害協定等	活動実績有り	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する) 及び 点検報告書等の写し [※2]
	活動実績無し (協定締結有り)	災害協定書や覚書の写し [※1] (締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する)

[※1] 災害協定書や覚書の写しは、その表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文を添付してください。全文の添付が無い場合には、評価点が「0点」となる場合があります。

県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付してください。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはありません（添付された資料のみで判断します。）。

[※2] 「点検報告書等」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②災害協定書や覚書に基づく活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
(協定書や覚書において場所や施設名等が特定できる場合は不要)
- ④災害協定書や覚書に基づく活動を実施したことが明確に判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 和暦△△年△△月△△日

点検施設 ○○市◇◇地内 市道○○○○線 L = 200m

株式会社 □□□□が、○○市との災害時における◇◇協定に基づく活動を実施したことを証明する。

和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載

されているか、十分に確認してください。

[※3] 「協定に基づく活動実績」の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※3の対象活動>

- ①県の出動要請を受けて企業の負担により行った現地調査及び工法検討
- ②県の出動要請を受けて行った現地への資機材及び工事用車両の搬入
- ③県の出動要請を受けて行った緊急応急工事等

[※4] 「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写しには、

- ①活動を行った企業名が記載されていること
- ②活動を実施した日が記載されていること
- ③活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
- ④県、市町村又は土地改良区の要請に基づき活動を実施したことが判断できる文言が記載されていること
- ⑤関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定等で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 ○○△△年△△月△△日

点検施設 ○○市◇◇地内 農業排水路○○線 L = 200m

株式会社 □□□□が、○○市の要請に基づき活動を実施したことを証明する。

和暦**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

農地等災害応急活動の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※4の対象活動>

農地や農業用施設を対象に、県、市町村又は土地改良区の要請を受けて行った次のいずれかの防災・災害応急活動の評価対象とします。

- ①企業の負担による現地調査や工法検討
- ②現地への資機材や工事用車両の搬入
- ③緊急応急工事等の実施（例：溢水の恐れのある水路に土のう設置、農地の埋塞・水路の閉塞土砂の撤去、決壊の恐れのあるため池堤体の開削、災害に備えた排水ポンプの準備・設置、破裂したパイプラインの応急復旧、頭首工・農道・水路等の応急復旧工事 等）
（ただし、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は対象とならない。）

ボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①多面的機能支払共同活動	活動実績有り	多面的機能支払交付金の活動組織の規約等の写し（活動組織名、企業が活動組織の構成員であることがわかるもの）
②企業の農業参入	活動実績有り	企業が農業参入していることを証明する定款等の写し [※1]
③総合支庁独自ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁産業経済部の担当者等から証明を受けたもの）の写し
④除排雪ボランティア	活動実績有り	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し
⑤消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し

[※1] 「企業の農業参入」の定義、「証明する定款等の写し」の添付資料は、次のとおりです。

①評価対象とする企業の農業参入は次のとおり

ア 農業生産物とは農産物一般、林産物、畜産物、花卉とします。

イ 農業生産物は栽培や飼育管理をしているものに限り、加工のみは対象外とします。また、林産物は「山菜」と「きのこ」とし、栽培しているものに限ります。

ウ 農業参入の規模として、農地を使用する場合は「経営耕地面積が 30 a 以上」とし農地法第 3 条の許可書の写しを添付してください。農地を使用しない場合は「農産物販売金額が年間 50 万円以上」とし出荷証明書を添付してください。

②添付資料「証明する定款等の写し」は次のとおり

ア 建設会社の経営分野に農業を追加している場合は、当該建設会社の定款の写しを添付。

イ 建設会社を母体として農業分野の新会社を設立した場合は、新会社の商業登録簿謄本（全部事業証明書）の写しを添付。なお、商業登録簿謄本は、過去 1 年以内に発行されたものとする。（新会社を設立した主体となっている建設会社であること。）

ウ 社長や役員の農地を企業が使用する場合は、個人と企業間の借地契約書及び農地法第 3 条の許可書の写しを添付。

エ 農地所有適格法人として農地を取得または借り受けしている場合は、農地所有適格法人と建設会社の関係を証明できる資料を添付。（建設会社として農地所有適格法人の経営に参画していること、及び出資状況等。）（経営に参画し主体となっている建設会社であること。）

オ 農産物等の販売が自社使用にかかわらず評価対象とするが、自社使用の場合は、品目、使用量、販売額に相当する金額が客観的に証明できる資料を添付。

3. インターンシップ、職場体験学習等の受入実績

インターンシップ、 職場体験学習等の 活動内容	
学校名	
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
受入人数	人
受入れ地 (工事名・箇所名等)	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。)	
自己評価点	点

(注) 1 「インターンシップ、職場体験学習等の活動内容」は、箇条書きで現場での体験・実習内容を記載すること。

2 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

3 記載内容を証明する下記の資料を添付すること。

(1) 受入れ実績が確認できるもの(学校長等印が押印された学校からの依頼文及び御礼状など(ただし、依頼文のみでは受入れ実績が確認できないので証明資料として扱うことはできない)、又は受入れ実績証明書(別記様式-3))

(2) 現場での体験・実習内容が確認できるもの(受入れ企業が作成した業務日報等、学生の体験作文・レポート等、現場での代表的な状況写真(数枚)、新聞記事などから複数種類提出すること。)

※1 学校長等印の押印された証明資料を添付することができない場合、本評価項目の評価点は「0点」となりますのでご注意ください。

※2 「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印(個人印)は認めないものとする。

様式総合 4 (森林土木事業)

地 域 貢 献 度 (森林土木事業)

1. 災害協定に基づく活動の実績

		申請者名	
災害協定に基づく活動の種類		①-1 県林務防災協定 ①-2 林地等災害応急活動 ② 林地防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等	
活動内容	活動の種類別	(下記の該当する活動のボックスにチェックを一つだけ入れること。) <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結有り、協定に基づく活動実績有り <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結有り、協定に基づく活動実績無し <input type="checkbox"/> ①-1 協定締結無し、①-2 応急活動実績有り <input type="checkbox"/> ②の活動実績有り <input type="checkbox"/> ②の協定締結のみ	
	団体名 (企業名)		
	活動施設など		
	活動場所	(活動場所を記入し、該当する活動ボックスにチェックを入れること。) 市町村 地内 工事箇所を所管する本庁舎、分庁舎の <input type="checkbox"/> 管内 <input type="checkbox"/> 管外	
	活動年月日、協定締結年月日又は交付年月日	年 月 日	
	活動内容又は認定事由		
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。)			
自己評価点		点	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「**該当無し**」と記載し、提出すること。
 2 「活動施設など」の欄は、「地域貢献活動の種類」欄の①～②でチェックをつけた活動の対象施設などを記載すること。(例：林道○○線)
 3 「活動年月日、協定締結年月日又は交付年月日」の欄に活動年月日を記入する場合は、活動(実施)報告書に記載されている年月日のうち一つを記載すること。
 4 「活動内容又は認定事由」の欄は、災害協定締結のみの場合は「締結のみ」、を記載すること。

5 記載した活動内容を証明する次に示す報告書や活動証明書等の写しを添付すること。

災害協定に基づく活動やボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①-1 県林務防災協定	協定締結有り	「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」の協定書の写しは、各総合支庁で対応（照合）するため不要
	協定に基づく活動実績有り	総合支庁が発行する証明書の写し【※1】
	協定締結無し	添付資料必要無し
①-2 林地等災害応急活動実績	活動実績有り	県内の山地、林道用施設を対象に、県、市町村の要請を受けて行った防災・災害応急活動の実績を証明する書類の写し【※2】
	活動実績無し	添付資料必要無し
② 県林務防災協定以外の県との災害協定等又は市町村との災害協定等	活動実績有り	災害協定書や覚書の写し【※3】 （締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する）及び点検報告書等の写し【※4】
	活動実績無し（協定締結有り）	災害協定書や覚書の写し【※3】 （締結内容と入札参加者が構成員であることの証明が判断できるもの、又は、構成員であることを証明する資料を併せて添付する）

【※1】 「協定に基づく活動実績」の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※3の対象活動>

- ① 県の出動要請を受けて企業の負担により行った現地調査及び工法検討
- ② 県の出動要請を受けて行った現地への資機材及び工事用車両の搬入
- ③ 県の出動要請を受けて行った緊急応急工事等

【※2】 「防災・災害応急活動の実績を証明する書類」の写しには、

- ① 活動を行った企業名が記載されていること
- ② 活動を実施した日が記載されていること
- ③ 活動を実施した場所や施設名等が記載されていること
- ④ 県、市町村又は土地改良区の要請に基づき活動を実施したことが判断できる文言が記載されていること
- ⑤ 関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）ことが必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定等で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 ○○△△年△△月△△日

点検施設 ○○市◇◇地内 林道○○線 L = 200 m

株式会社 □□□□が、○○市の要請に基づき活動を実施したことを証明する。

令和**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

林地等災害応急活動の評価の対象となる活動は次のとおりです。

<※2の対象活動>

治山施設や林道施設を対象に、県、市町村の要請を受けて行った次のいずれかの防災・災害応急活動を評価対象とします。

①企業の負担による現地調査や工法検討

②現地への資機材や工事用車両の搬入

③緊急応急工事等の実施（例：溢水の恐れのある水路に土のう設置、林地の埋塞・水路の閉塞した箇所の土砂撤去、災害に備えた排水ポンプの準備・設置、林道・水路等の応急復旧工事 等）

（ただし、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は対象とならない。）

[※3] 災害協定書や覚書の写しは、その表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文を添付してください。全文の添付が無い場合には、評価点が「0点」となる場合があります。

県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付してください。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはありません（添付された資料のみで判断します。）。

山形県山地防災ヘルパー活動の場合は、「山地防災ヘルパー登録証」を添付する。

[※4] 「点検報告書等」の写しには、

① 活動を行った企業名が記載されていること

② 災害協定書や覚書に基づく活動を実施した日が記載されていること

③ 活動を実施した場所や施設名等が記載されていること

（協定書や覚書において場所や施設名等が特定できる場合は不要）

④ 災害協定書や覚書に基づく活動を実施したことが明確に判断できる文言が記載されていること

⑤ 関係機関の担当者等による証明を受けている（押印必須）こと

⑥ 山形県山地防災ヘルパー活動の場合は、活動記録等（報告書または日誌等、総合支庁森林整備課職員が記名押印したものに限る。）の写し

が必要です。

上記①～⑤の事項が判別できる資料であれば、複数の資料の組合せでも可となる場合がありますが、各資料の関係が分かる内容（協定で定めている報告様式である等）となっている必要があります。

なお、関係機関の担当者等による証明は、当該協定等を締結した機関に所属している者の証明に限るものとし、委託業者職員や指定管理者の職員等による証明は無効になります。

<記載例>

点検実施日 和暦△△年△△月△△日

点検施設 ○○市◇◇地内 林道○○○○線 L = 200 m

株式会社 □□□□が、○○市との災害時における◇◇協定に基づく活動を実施したことを証明する。

令和**年**月**日 ○○市◇◇課 △△△△ 印

「点検報告書等」を作成する際や関係機関の担当者からの証明を受ける際には、上記内容が記載されているか、十分に確認してください。

災害協定に基づく活動やボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
③ 総合支庁独自ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁産業経済部の担当者等から証明を受けたもの）の写し【※5】【※6】
④ 除排雪ボランティア	活動実績有り	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し
⑤ 消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し

【※5】 企業がボランティアによる森づくりに参加して行う活動については、下記による。

- 1 行政が主催、共催、後援し、かつ、入札参加企業から3名以上参加したボランティアによる森づくり活動に限る。（研修会等は含めない。）
- 2 企業の本店・本社が当該総合支庁管内にあり、企業が当該総合支庁管内で森づくり活動の実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とする。（複数年の実績があり、証明できるものに限る。）
 なお、村山総合支庁及び置賜総合支庁では、次のとおりの地域とする。
 ・村山総合支庁管内（東南村山、西村山、北村山を含む）、置賜総合支庁（東南置賜、西置賜を含む）
 <例>企業の本店・本社：天童市（村山総合支庁管内）
 ・森づくりの活動場所：河北町→工事施工箇所が含まれている地域（2点）
 ・森づくりの活動場所：最上町→工事施工箇所が含まれている地域以外の地域（1点）
- 3 開催要領、活動概要等が記載された資料等の写し。

【※6】 企業等が自ら行う森づくり活動については、下記による。

- 1 契約または協定により、複数年実施され、証明できるものに限る。
- 2 募金奉仕組織等（公益財団法人山形県みどり推進機構が定める「緑の募金実施要領」による。）による緑の募金活動を含み、実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とする。（複数年の実績があり、証明できるものに限る。）
- 3 活動内容が記載された報告又は資料等（募金奉仕組織等による緑の募金活動については「支援実績報告」）の写し。

3. インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績

インターンシップ、 職場体験学習等の 活動内容	
学校名	
受入れ期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
受入れ人数	人
受入れ地 (工事名・箇所名等)	
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。)	
自己評価点	点

(注) 1 「インターンシップ、職場体験学習等の活動内容」は、箇条書きで現場での体験・実習内容を記載すること。

2 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

3 記載内容を証明する下記の資料を添付すること。

(1) 受入れ実績が確認できるもの(学校長等印が押印された学校からの依頼文及び御礼状など(ただし、依頼文のみでは受入れ実績が確認できないので証明資料として扱うことはできない)、又は受入れ実績証明書(別記様式-3))

(2) 現場での体験・実習内容が確認できるもの(受入れ企業が作成した業務日報等、学生の体験作文・レポート等、現場での代表的な状況写真(数枚)、新聞記事などから複数種類提出すること。)

※1 学校長等印の押印された証明資料を添付することができない場合、本評価項目の評価点は「0点」となりますのでご注意ください。

※2 「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印(個人印)は認めないものとする。

技 術 資 料

年 月 日

山形県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

（ 連絡者
氏 名
電話番号 ）

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下の通り提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料（別添）

1 施工計画（様式総合簡 I 2）

（ 入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。 ）

2 品質管理（様式総合簡 I 3）

（ 入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。 ）

3 企業の能力（様式総合 2）

4 技術者の能力（様式総合 3）

5 地域貢献度（様式総合 4）

（注）1 1、2については、評価項目に設定された場合に本様式に事項を記載の上、指定した様式を提出すること。なお、各項目が複数設定された場合はそれぞれ別葉にて提出すること。

2 3から5については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無し」と記載し全て提出すること。

3 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を要しない。

施 工 計 画

		申請者名	
評価項目			

- (注) 1 必要に応じ説明図表を添付すること（枚数はA4判で2枚以内）。
- 2 「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
 (例：○○について)
- 3 評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。

品質管理

	申請者名
評価項目	

- (注) 1 必要に応じ説明図表を添付すること（枚数はA4判で2枚以内）。
- 2 「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
 (例：〇〇の品質管理について)
- 3 評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。

技 術 資 料

年 月 日

山形県知事 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

（ 連絡者
氏 名
電話番号 ）

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

	様 式	記載内容を証明する 添付資料
企業の能力（様式総合2）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
技術者の能力（様式総合3）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域貢献度（様式総合4）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※様式及び添付資料の有無を確認し、該当するボックスにチェックを入れること。

- (注) 1 様式については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無し」と記載し全て提出すること。
- 2 電子入札システムにより提出する場合は、代表者印の押印を要しない。

ICT活用工事計画書

(工事名：〇〇〇〇工事)

会社名：〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階		作業内容		採用する技術番号	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量	/			1 空中写真測量(無人航空機)による起工測量 2 レーザースキャナーによる起工測量 3 トータルステーションを用いた起工測量 4 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTR-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7 その他の3次元計測技術による起工測量
<input type="checkbox"/>	② 3次元設計データ作成	/			※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、 ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業の全てで活用する場合に「■」と記入	<input type="checkbox"/>	掘削工		1 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ 2 3次元MCまたは3次元MGバックホウ ※MC:「マシンコントロール」の略称、 MG:「マシンガイダンス」の略称
		<input type="checkbox"/>	盛土工		
		<input type="checkbox"/>	ほ場整備整地工		
		<input type="checkbox"/>	基盤整地及び簡易整地		
<input type="checkbox"/>	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	<input type="checkbox"/>	出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 レーザースキャナーを用いた出来形管理 3 トータルステーションを用いた出来形管理 4 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTR-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
		<input type="checkbox"/>	品質		8 TS・GNSSを用いた締固め回数管理
<input type="checkbox"/>	⑤ 3次元データの納品				

- 注1) ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとする。
- 注2) 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合(左端のチェック欄が全て■)のみ、加点评価の対象とする。
- 注3) 本表で採用した技術(採用技術番号欄に記載した技術)が加点评価された場合は、「技術提案」等では重複評価はしない。
- 注4) 本表掲載のICTを工事に活用する場合、技術提案(施工計画)では評価対象としない。但し、本表掲載のICTを応用(別の技術を組み合わせる効果高める、または別の効果を発現する等を含む)した技術提案は、その応用部分(付加的な内容)についてのみ技術提案(施工計画)での評価対象とする。
- 注5) 特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加點・評価はしない。
- 注6) 活用する技術・工種・作業内容・活用内容が不明な場合及び技術内容と活用内容が不整合な場合は加点评価しない。

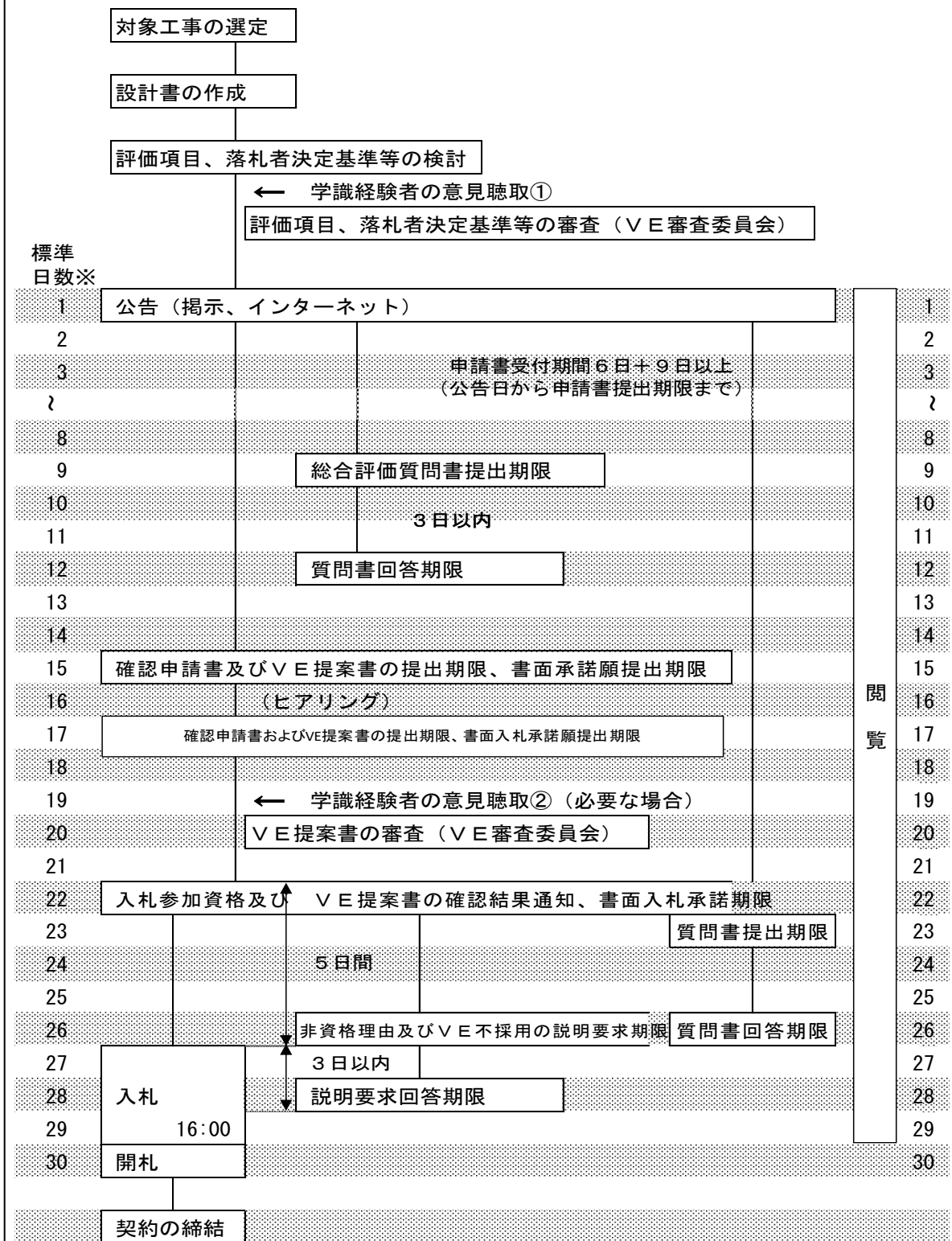
インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績証明申請書	
年 月 日	
<p>〇〇〇〇校 学校長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印</p> <p>下記のとおり「インターンシップ、職場体験学習等」の受入れを実施したことを証明願います。</p>	
記	
受入れ期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
受入れ人数	人
インターンシップ、 職場体験学習、 現場実習等の 活動内容	(※箇条書きで現場での体験・実習内容を記載すること。)
受入れ地 (工事名・箇所名等)	
インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績証明書	
年 月 日	
<p>〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇校 学校長 〇〇〇〇 印</p> <p>上記内容について、証明します。</p>	

～学校関係者の皆様へ～

本証明書は山形県が発注する建設工事又は建設工事関連業務委託の入札において、「企業の信頼性・社会性」を評価するための証明資料にのみ使用します。建設産業の担い手育成に貢献している企業の活動を、適切に評価できるようご理解とご協力をお願いいたします。

別紙 5

2 設計金額 5 千万以上 10 億円未満の建設工事の標準モデル



注 1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注 2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙 5

3 設計金額10億円以上の建設工事の標準モデル



4-2 簡易I型

注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、県の休日を除く。

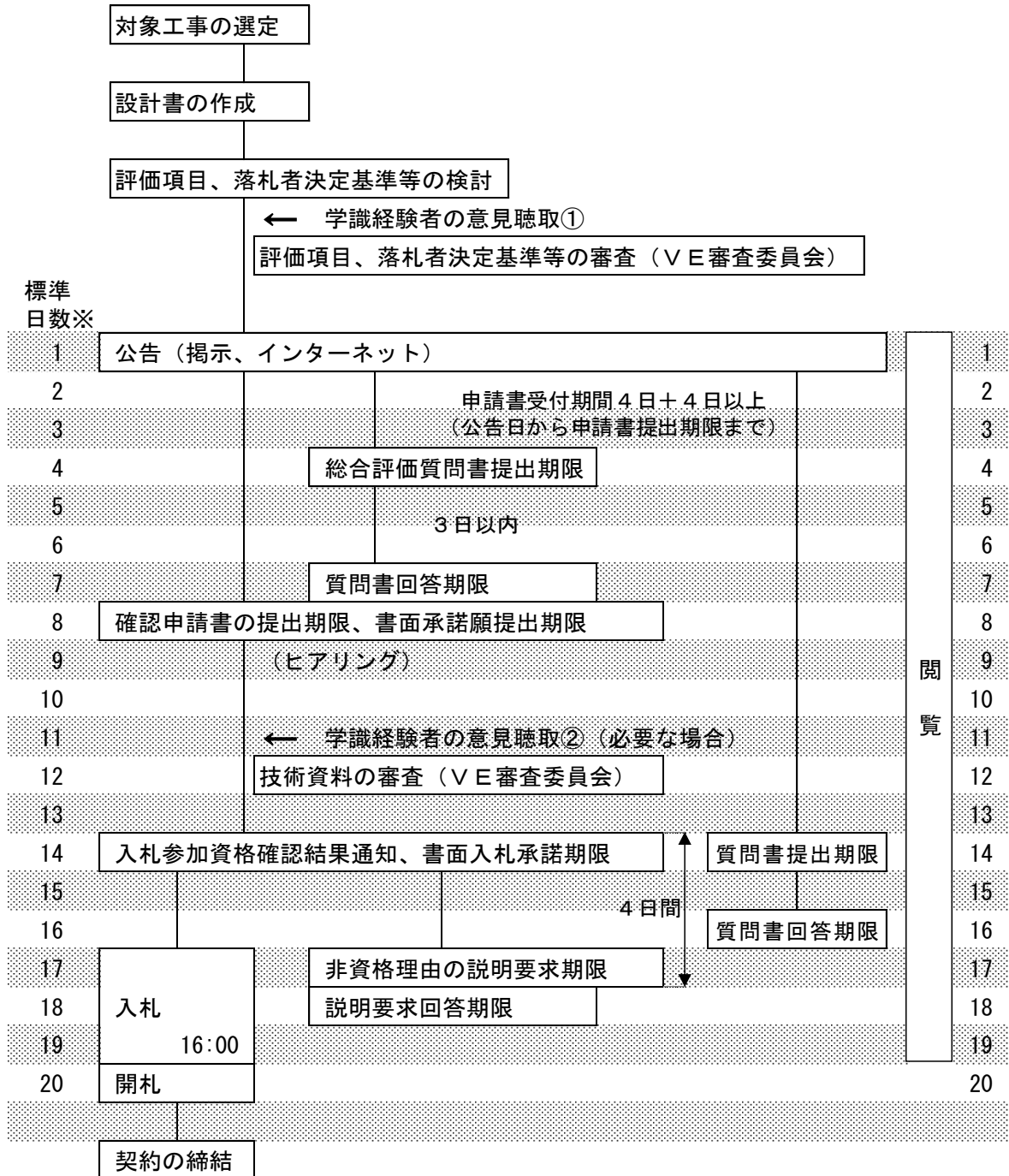
「電子入札利用者登録なし」の場合

4-2 簡易I型

別紙簡I5

総合評価落札方式（簡易I型）の手続き（一般競争入札）

1 設計金額5千万未満の建設工事の標準モデル



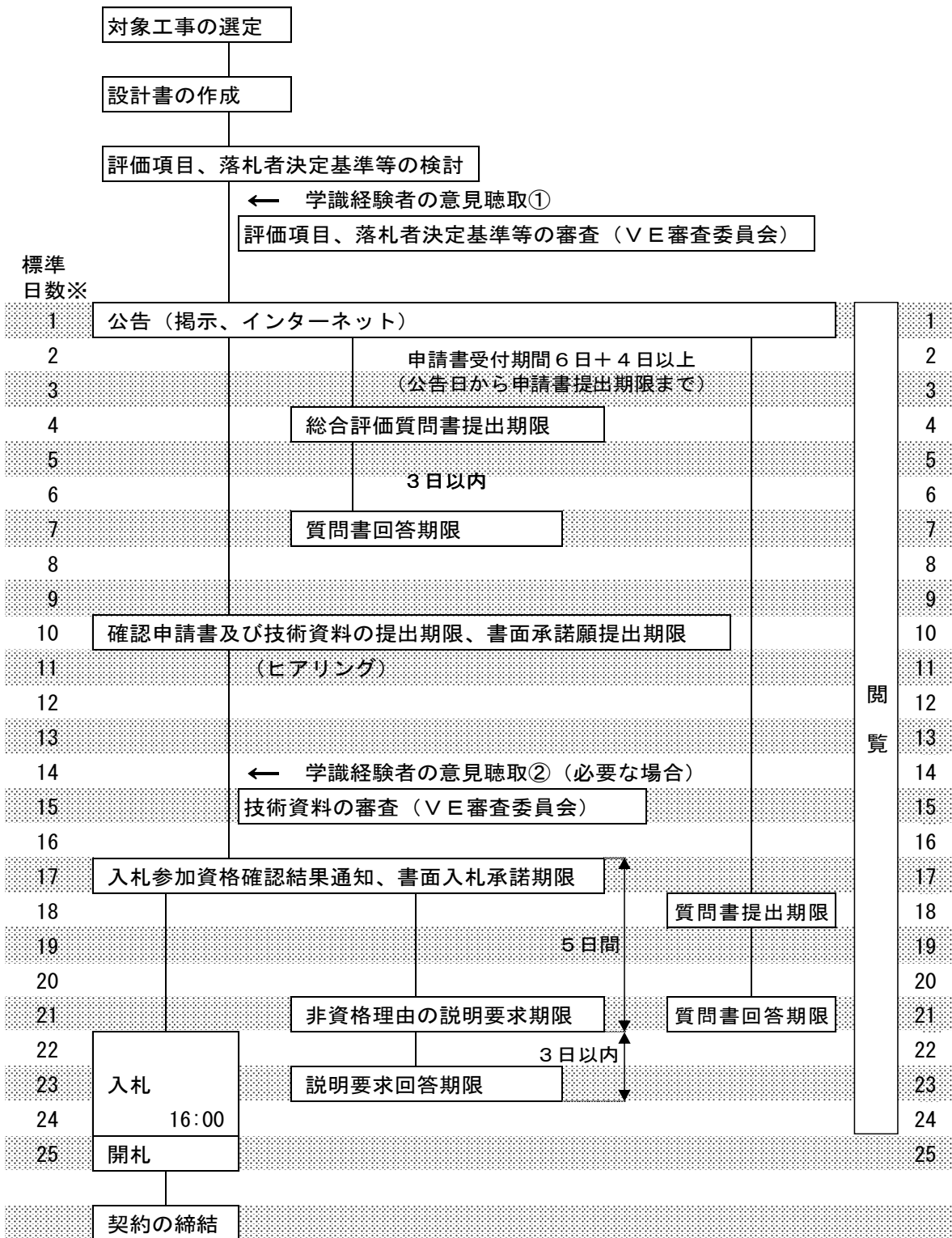
注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡 I 5

2 設計金額5千万以上10億円未満の建設工事の標準モデル



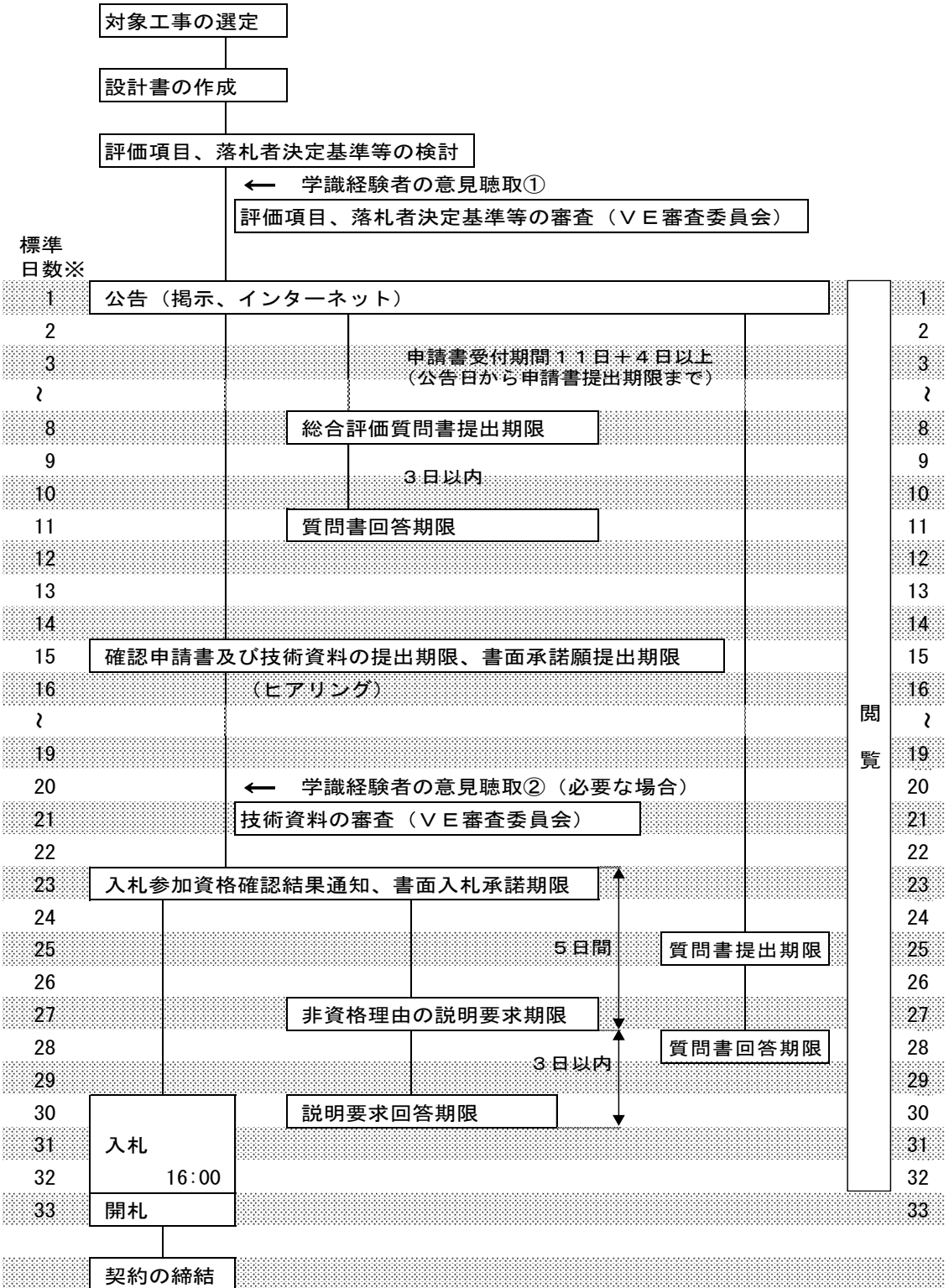
注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡 I 5

3 設計金額10億円以上の建設工事の標準モデル



注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

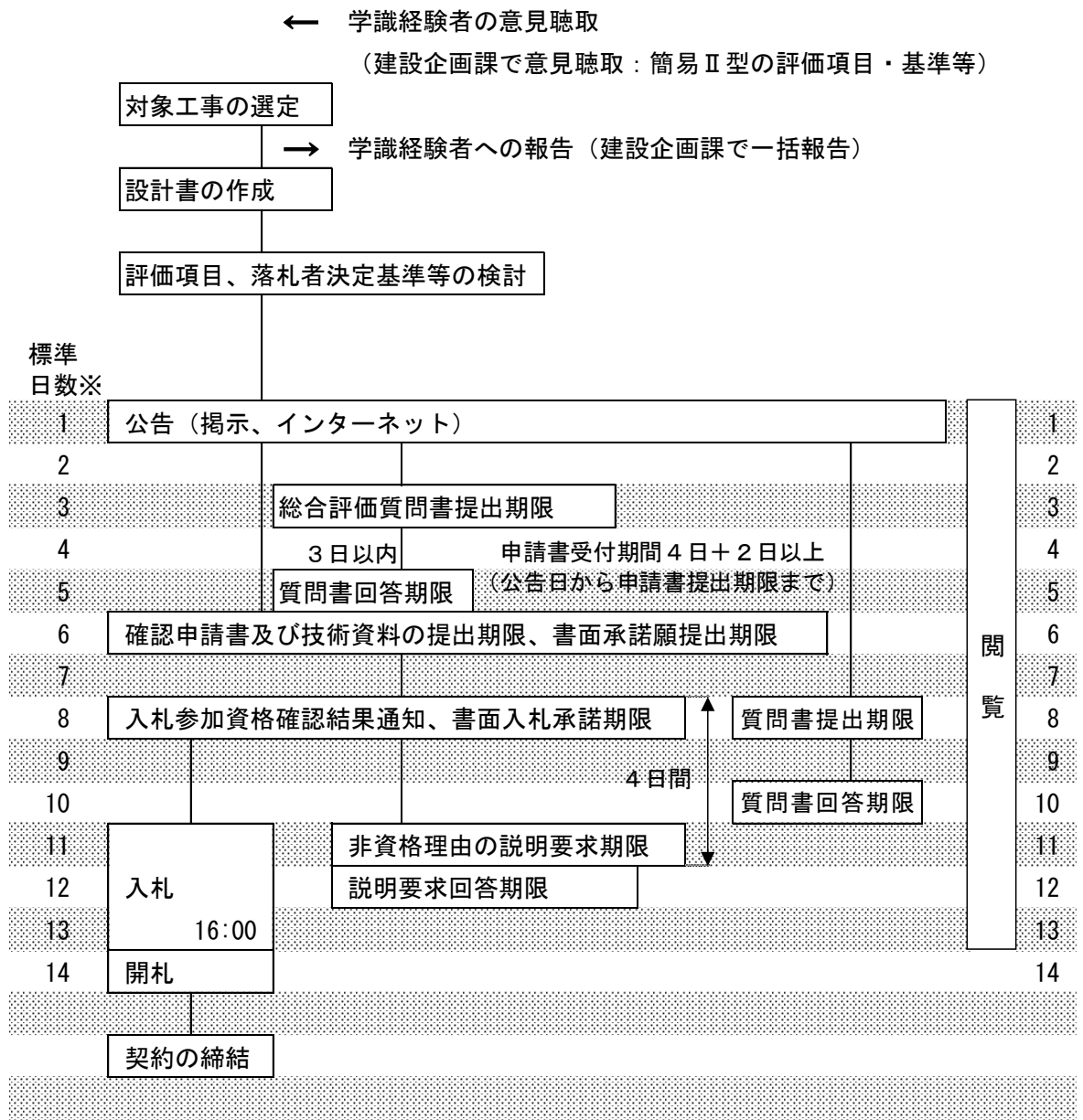
注2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

4-3 簡易Ⅱ型

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の手続き（一般競争入札）

1 設計金額5千万未満の建設工事の標準モデル



注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡Ⅱ 5

2 設計金額5千万以上10億円未満の建設工事の標準モデル

← 学識経験者の意見聴取
 (建設企画課で意見聴取：簡易Ⅱ型の評価項目・基準等)

対象工事の選定

→ 学識経験者への報告 (建設企画課で一括報告)

設計書の作成

評価項目、落札者決定基準等の検討

標準
日数※

1	公告 (掲示、インターネット)		1
2			2
3			3
4	総合評価質問書提出期限		4
5	3日以内	申請書受付期間6日+2日以上 (公告日から申請書提出期限まで)	5
6			6
7	質問書回答期限		7
8	確認申請書及び技術資料の提出期限、書面承諾願提出期限		8
9			9
10			10
11	入札参加資格確認結果通知、書面入札承諾期限		11
12		質問書提出期限	12
13		5日間	13
14			14
15	非資格理由の説明要求期限		15
16		3日以内	16
17	入札	説明要求回答期限	17
18	16:00		18
19	開札		19
	契約の締結		

閱
覧

→ 学識経験者への報告 (建設企画課で一括報告)

注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

5 チェックシート

総合評価落札方式の分類は、チェックシート（山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱 別紙1）により行うことを原則とし、選択した理由を明確にするため、チェックシートは設計図書に添付する。

